

スイスにおける農産品、農業政策についての概要

2010年2月

ジェトロ・ジュネーブ事務所

目 次

1. 概要	1
2. スイスの農業を取り巻く条件.....	3
2.1 地理.....	3
2.2 気候.....	5
2.2.1 スイスの気温.....	5
2.2.2 スイスの降水量.....	6
2.3 スイス農業の歴史.....	6
2.4 農業関連組織：主要な機関.....	6
2.4.1 連邦農業庁（FOAG）.....	7
2.4.2 スイス農民連盟.....	7
2.5 現行の農業政策.....	7
3. スイスの農産物.....	9
3.1 畜産.....	9
3.1.1 牛.....	9
3.1.2 豚.....	9
3.1.3 家禽.....	9
3.1.4 羊.....	10
3.1.5 山羊.....	10
3.1.6 馬.....	10
3.2 耕作.....	10
3.2.1 土壌と植物.....	10
3.2.2 飼料用植物.....	11
3.2.3 穀物.....	11
3.2.4 ビート.....	11
3.2.5 ジャガイモ.....	12

3.2.6	ナタネ	12
3.2.7	その他の作物及び再生可能エネルギー原料	12
3.2.8	果物	12
3.2.9	ブドウとワイン	13
3.2.10	野菜	13
3.3	国内生産と消費量、自給率	13
3.4	スイスの農業に関するその他のデータ	14
3.4.1	雇用	14
3.4.2	国内総生産（GDP）における産業部門別の付加価値	14
3.4.3	スイスの農業と財政支出	14
3.4.4	スイスの農産物と家計支出	15
3.5	スイスの農業の現在の課題	15
4.	スイスの農産物と貿易	17
4.1	農産物 - 定義とリスト	17
4.1.1	統一システム	17
4.1.2	農産物：HSコードによる品目分類	17
4.2	スイスの国民一人当り生産量、輸出入量および消費量の推移	18
4.3	スイスの農産物輸出および輸入の推移	20
4.3.1	輸出および輸入総量	20
4.4	スイスと日本の間の農産物輸出入	22
4.4.1	スイスと日本の間の輸出入	22
4.4.2	2008年のスイスの対日輸出	23
4.4.3	2008年のスイスの日本からの輸入	25
4.4.4	スイスと日本の貿易収支	26
4.4.5	スイス - 日本：上掲の表に関する解説	28

5. スイスにおける農産品の輸入規制、輸入方法の概括と輸入企業.....	29
5.1 法規、輸入許可、申請書類	29
5.2 スイスの農産物輸入：実例	30
5.2.1 ステップ1：関税率表における正しい品目コードを知る	30
5.2.2 ステップ2：手続き、許可、公租公課に関する情報を入手する	30
5.2.3 農産物輸出を計画する外国（日本）の輸出業者に対する推奨事項.....	31
5.3 スイスの農産物輸入業者と卸売業者	32
5.3.1 肉又は肉製品又はその両方の貿易に携わるスイス企業	32
5.3.2 魚及び海産物の貿易に携わるスイス企業	32
5.3.3 果物及び野菜の貿易に携わるスイス企業	35

【免責事項】

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本報告書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

1. 概要

スイスの農業は困難な条件下で営まれている。耕作可能な土地面積は限られ、大陸性気候の下にある。森林が国土の 30.8%を占めている。山岳や湖水など、生産に適さない面積も全体の 25.5%に上る。こうした中で、スイスの第一次産業従事者数は 17 万 2000 人で、全労働者人口の 4%を占める。一方、第二次産業従事者が占める割合は 25%、第三次産業は 71%となっており、基本的な就業構造は日本に近いと言える。なお、食品産業、農業の上流産業および下流産業の総雇用数は 47 万人を数える。

スイスで農業問題を扱う主要な 2 機関は、政府機関であり、連邦経済相の外局である連邦農業庁 (FOAG) 及びスイス農民連盟である。スイスにおいて農業は、過去数十年にわたり強い規制を受けた経済部門であり、それだけに公的予算から大きな支援を受けてきた。連邦予算から農業部門向けになされた拠出は、同予算の 8%に相当する約 40 億スイスフランに上る。

一方で、この数年間、スイスの農業は根本的な変化の途上にある。それは、経済全体のグローバル化と、欧州連合 (EU) 及び世界貿易機関 (WTO) からの圧力によるところが大きい。

スイスの農業は、畜産と耕作という 2 つの主な柱からなる。前者は農業収入の 3 分の 2 を占める。国内生産は国内消費の約 56%を占める。ただし、自給率は、油糧種子の 19%からチーズの 116%に至るまで、大きなばらつきがある。平均すると、スイスの家計消費支出の 10%は「食品・飲料・たばこ」が占める。

貿易を見た場合、スイスの農産物の輸出入は、過去 15 年間で大幅に増加した。輸出入バランスでみた場合、2008 年に合計で 141 億スイスフラン相当の農産物を輸入する一方、輸出額は 84 億スイスフランとなっている。輸入については、73 億フランは隣接するドイツ、フランス、イタリアからの輸入が占める。日本からの輸入は 1710 万フランで 0.1%に過ぎない。また、スイスの輸出も大半は上記三か国だが、日本向けは 1 億 2500 万フランで輸出全体の 1.5%を占める。

スイスが日本から輸入した農産物の約 80%程度は、以下の 5 種のいずれかに該当する。

(1) 飲料、アルコール及び食酢

- (2)動物性又は植物性油脂、ろう
- (3)各種の調整食料品
- (4)穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調整品
- (5)野菜、果実、ナットその他植物の部分の調整品

2. スイスの農業を取り巻く条件

他の経済部門にも増して、農業は地理及び気候の影響を強く受ける。さらに、多くの国で、現在の農業のあり方には、過去の歴史や政治的な決定の影響が及んでいる。それはスイスでも同様である。

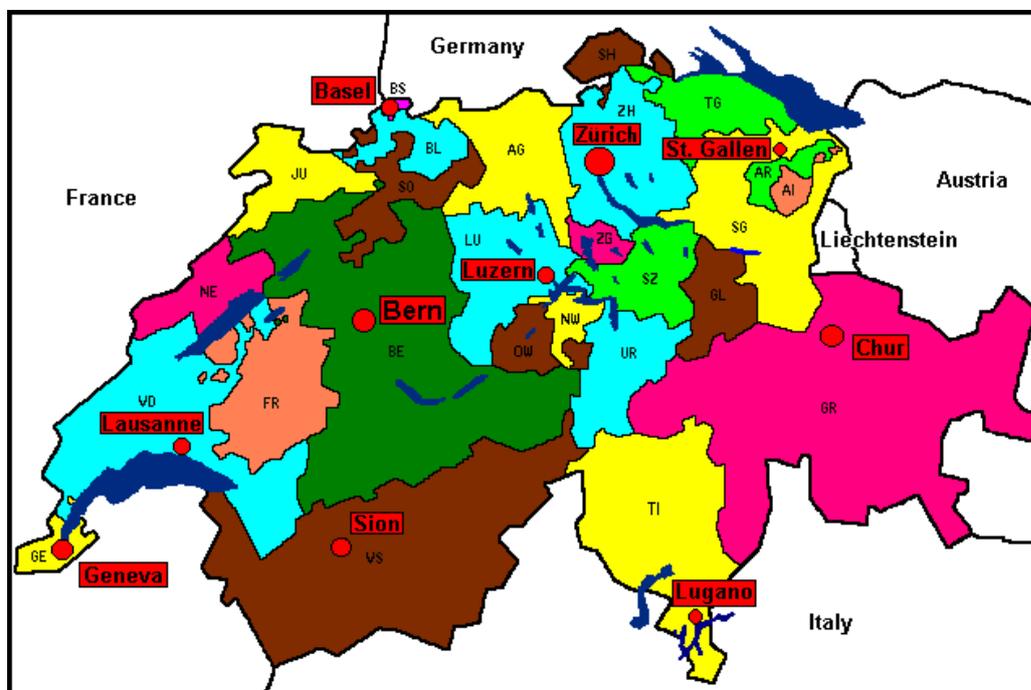
2.1 地理

スイスの面積は4万1285平方キロメートルと日本の九州よりわずかに大きい程度である。これに加え、地形上の特徴も農業に影響を及ぼしている。すなわち、スイスの国土は主に次の3つの地域に分けられる。

- アルプス地方（60%） 標高4000メートル以上の山頂が約100カ所に上る
- 中部地方（30%） 主要都市と経済活動の大部分が集中する
- ジュラ地方（10%） フランスとの国境沿いの地方

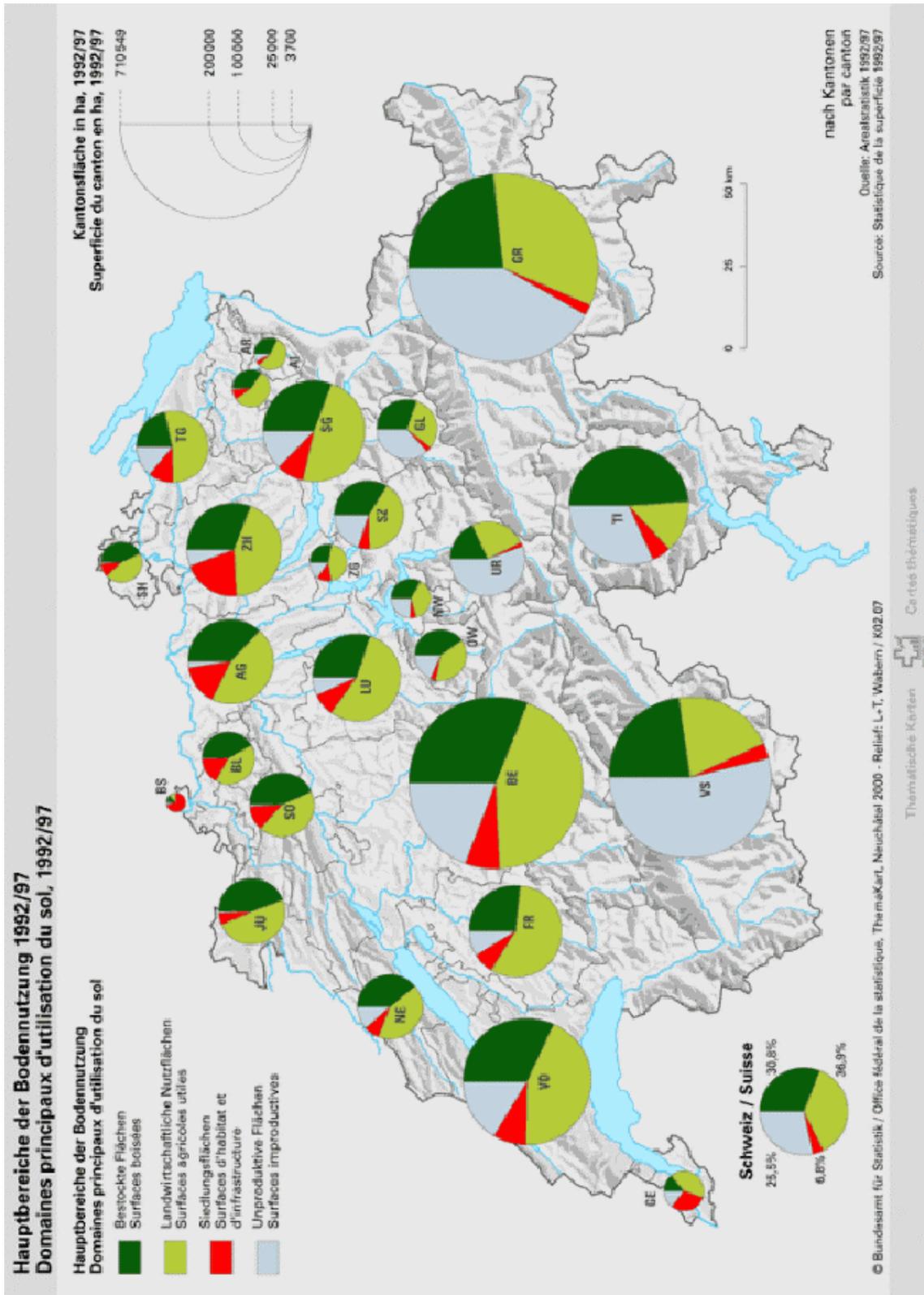
日本とは違い、スイスは大陸国である。海洋への直接のアクセスはなく、ライン川を経由した船舶輸送が、製品の輸出入に重要な役割を果たしている。

図1 スイス地図（州の構成）



出所：スイス連邦統計局（SFSO）

図2 スイス地図（土地利用の状況）



出所：スイス連邦統計局（SFSO）

スイスの土地利用の割合は以下の通り。

- 農業（深緑） 39.6%
- 森林（黄緑） 30.8%
- 居住・インフラ（赤色） 6.8%
- その他（山岳・湖水など）（水色） 25.5%

これらの割合は、州により大きく異なることに留意されたい。

2.2 気候

スイスの気候は大陸性で、大西洋から受ける影響が大きい。西風により湿気や海洋性の大気が送り込まれる。この風は、夏季には気温を下げ、冬季には気温を上げる役割を果たしており、また、1年を通じて国土の全域に十分な降水をもたらしている。アルプス山脈はスイスの北部と南部の間に気候上の障壁を作り出している。南部（主にティチーノ州）は専ら地中海性気候に属し、冬季は比較的温暖であるという特徴がある。このように、スイスは面積が小さいとはいえ地域により天候に大きな差があり、これは農産物の生産に影響を及ぼしている。

2.2.1 スイスの気温

スイスでは、標高と気温の間に強い相関関係がある。標高が高いほど、気温が低くなる。おおよその目安として、標高が 200 メートル上昇するごとに、気温は摂氏 1 度ほど低下する。ジュネーブ（海拔 391 メートル）の年平均気温は 9.2 度で、月間平均気温は最も寒い月で 0 度をわずかに上回る程度となっている。ベルン（海拔 540 メートル）の年平均気温は 7.7 度で、12 月、1 月、2 月の 3 ヶ月間は、月間平均気温が 0 度を下回る。ツェルマット（マッターホルン山麓の有名なスキーリゾート地）の年間平均気温は 3.5 度で、5 ヶ月間（11 月、12 月、1 月、2 月、3 月）は月間平均気温が 0 度を下回る。

このように、スイスでは地域により気温に大きな違いがある。農業が中部地方でのみ行われていることは、こうした気温の違いから説明される。

2.2.2 スイスの降水量

同じく農業への重要な影響因子は降水量であろう。スイスの降水量は標高による差異は大きくない。南部の一部（例えばロカルノやルガノなどの都市）では、年間で 150cm を超える降水があるが、バレー及びグラウビュンデンの両州では 80cm に満たない。

2.3 スイス農業の歴史

現在のスイスとなる地方に人類が定住したのは 8000 年ほど前で、それから耕作と牧畜が拡大していったと言われている。ローマ時代には大規模な農業が営まれ、都市に食糧が供給された。中世の時代には、夏作と冬作、そして休耕を順番に行う三圃式農業が発達し、この農法は 18 世紀に至るまで続いた。新大陸から移入されたジャガイモが初めて栽培されたのもこの時代のことである。また、19 世紀には工業化が進み、安価な穀類が頻繁に輸入されるようになった。これに伴い、国内の農業生産は減少し、食糧自給率が相当程度低下した。この結果、第 1 次世界大戦中には、国民への食糧供給に重大な支障が生じる結果となった。

こうした状況を避けるため、1938 年には連邦法が制定され、国の基本的な食品の供給を保障するための措置が導入された。第 2 次世界大戦時には、耕作地への転用を定めたいわゆる「緊急耕作スキーム」が適用された。これにより、農業生産は大きく伸び、国境を閉鎖したにもかかわらず、食糧生産に支障が出ることはほとんどなかった。

1951 年の農業法は、国内農産品によって国内農作物需要を賄うことを基本とする旨を定めている。それはまた、農村社会の存続可能性を強化し、生産性の高い農業手法を普及させる内容でもあった。しかし、こうした政策は、生産過剰と価格の上昇を招き、すぐに行き詰まった。さらに、集約農業のために、環境破壊が課題として常に浮上するようになった。農業の主要な役割が食糧生産にあることは現代でも変わらないが、環境と持続可能性に関する基準にも配慮することが必要になった。スイス国民は 1996 年 6 月 9 日に、この点を憲法中に明文化するための新たな条文を承認したほどである。

2.4 農業関連組織：主要な機関

スイスの農業部門は、連邦、州、そして地方という形で、階層状に機関と農

民団体が設置されている点に特徴がある。以下にそのうち最も重要な 2 つの組織を紹介する。

2.4.1 連邦農業庁 (FOAG)

スイス連邦政府の一部をなす連邦農業庁 (FOAG) は恐らく、農業問題を担当する最も重要な機関であろう。FOAG は連邦経済省の一部門であるが、その主な任務は以下の通り。

- 多機能型の農業の推進。多機能型農業の目的は、国民向けに適切な食糧供給が行われるようにすること、天然資源と自然の景観を守ること、及び地方分散型の農地の分布のあり方が全国を通じて維持されるようにすること。
- 有権者、議会及び政府が下した決定を、州当局及び農民団体と連携しつつ実施する。
- スイスの農業政策を定める上で積極的な役割を果たす。

2.4.2 スイス農民連盟

同連盟は、農業に従事する 6 万 4000 の経営体、25 州の農民団体及び 60 の分科・専門組織を代表し、連邦レベルで活動する。

また、同連盟は、農業評議会 (構成員は約 100 人)、60 の分科・専門組織、執行組織 (構成員 21 人)、専門委員会 (生産、環境、畜産、情報、広報、労使政策など)、協議機関 (各州の団体の事務局長、専門組織の代表、農民を代表する国会議員が参加) から成る。

2.5 現行の農業政策

スイスの農業は、個別の法律である農業法と、各種の省令により規制を受けている。農業は最も規制の厳しい産業部門となっている。

農業法は 1951 年に施行された。第 1 次及び第 2 次世界大戦の体験が大きく反映された同法は、戦争時や危機時にも国民向けの食糧供給の継続を保障するために、農村社会の発展を確保し、農業生産を振興することを目的としていた。

国による価格の設定と買い上げ保証を柱とするこの政策は、その後わずか数年の内に生産過剰とコスト高を招くに至った。次いで、1990 年代には新たな変革がなされた。それまでの補助金が、一定の条件を満たす農業経営体への直接

支給に切り替えられた。これに伴い、買い上げ保証と価格設定は徐々に撤廃された。

現在、多くの農産物の価格は、需要と供給に応じて形成されている。農民は、環境や畜産に関する厳しい条件を満たす場合にのみ、政府からの財政援助を受けられる。こうして、農民は単なる食糧の生産者であるに留まらず、天然資源と農耕地の維持において重要な責任を担う当事者となった。この点で、スイスの農業は、多機能性を帯びるようになったと言えるだろう。

ただし、スイスの農民は将来の見通しを不確実と考え、懸念を抱いている。以下の諸要素がそうした見方の要因となっている。

- 世界貿易機関（WTO）での交渉による農産品市場の一層の自由化
- 欧州連合（EU）の農業政策による農産品のスイス市場への一層の流入
- 消費者からの価格低減への圧力の増大
- 環境規制の厳格化

3. スイスの農産物

前章では、スイスの農業とその製品の概要を窺い知るための材料として、スイスの地理的及び気候的な条件、そして歴史及び政治について概括した。一般論として、スイスの農業は比較的困難な条件下で営まれていると言えよう。耕作可能地の面積は合計で 1 万 698 平方キロメートルと推計されており、農業経営体の数は 6 万 7421 に上るが、その数は減少傾向にある。これらの経営体は概して家族経営で、平均規模は 16 ヘクタールとなっている。

以下の 2 つの節では、スイスの畜産と耕作についてそれぞれ検討する。

3.1 畜産

畜産はスイスの農業における主要部門である。スイスの農業収入の 3 分の 2 以上は、牛乳、食肉、卵、その他の動物に由来する産品によるものである。ただし、工業的な畜産は、主に動物保護法に由来するいくつかの理由から、スイスでは行うことができない。

以下にスイスの個別の畜産業に関するデータを示す。

3.1.1 牛

スイスではおよそ 160 万頭の牛（乳牛、子牛、雄牛、去勢牛）が飼育されている。養牛はスイスの農業収入のほぼ半分を占めている。養牛から得られる牛乳は、チーズなどスイス国民がよく食する製品の原料となる。食肉の生産も行われている。

3.1.2 豚

スイスでは推定で 140 万頭の豚が飼育されている。豚肉は国民の人気が高い食品である。養豚はスイスの農業における第 2 位の部門である。スイスの法律では、1 経営体につき 1000 頭を超える豚の飼育が禁止されており、その飼育条件も動物に優しいものでなくてはならない。そのため、養豚は主に家族経営の経営体でなされている。

3.1.3 家禽

スイスで飼育されている雌鶏は 630 万羽に上る。うち 3 分の 1 は鶏卵用の雌鶏、3 分の 2 が肥育鶏となっている。卵と鶏肉の国内生産は国内消費の 50% 近

くに上る。国内の卵の消費量は年平均で国民1人当たり90個、鶏肉の消費量は11kgにそれぞれ上る。卵用鶏及び肉用鶏以外では、七面鳥、ガチョウ、アヒルの飼育も行われているが、鶏と比べるとその規模はごく小さい。

3.1.4 羊

現在、全国で放牧されている羊は約40万頭に上る。農民の収入に占める割合はわずかだが、羊は景観の涵養には重要な役割を果たしている。羊は高地の草地やアルプス山中の牧草地に適しており、牛には上れない斜面でも上ることができる。

3.1.5 山羊

全国の子羊の頭数は、100年前には42万頭に上っていたが、現在では約6万頭に過ぎない。山羊も羊と同様の特徴があり、アルプス地方でよく放牧されている。

3.1.6 馬

馬の飼育頭数は第2次大戦末以来で減少を続けている。これは、農業と軍隊の機械化が進んだためである。馬はかつては労役のための動物だったが、現在ではレジャー及びスポーツ用として珍重されている。また、国内では馬肉の消費も増加しているが、現在国内で消費される馬肉のほとんどは輸入品である。

3.2 耕作

3.2.1 土壌と植物

スイスでは牧草地が主体となっており、天然の草原と牧草地がおよそ62万7000ヘクタールを占める。山岳や丘陵地が多く、気候の点から言っても、牧草以外の作物の耕作には適していない。穀物、ジャガイモ、その他の植物の耕作は、低地地方で比較的わずかな面積でなされているに過ぎない。農耕地（アルプス地方含む）の4分の3が、草原及び放牧地となっている。残りの4分の1が各種の耕作に充てられており、うちわずかな部分が、ワインや果物、野菜などの特殊産品用となっている。

3.2.2 飼料用植物

畜産用の基本的飼料の 80%は、牧草、干し草、二番刈り牧草、コーンサイレージ、フダンソウ、アルプスに自生するその他の植物等、いわゆる粗飼料となっている。これらは、天然の草原（64 万ヘクタール）、牧草栽培（16 万ヘクタール）、そして耕作地に由来している。残りの 20%は、養牛に用いられる国産及び輸入の濃厚飼料となっている。

3.2.3 穀物

各種の穀物の作付面積は、推定で 17 万 3000 ヘクタールに上る。食用としては小麦、ライ麦、スペルト小麦が、飼料用としては大麦、オーツ麦、ライ小麦、トウモロコシが、それぞれ栽培されている。小麦の作付け面積はほぼ 10 万ヘクタールに上り、他を大きく上回っている。これに大麦とトウモロコシが続いている。長い間に、穀物の耕作地は増大を続けて現在に至っている。また、品種改良と技術的な進歩により、収穫量は大きく増加した。さらに、生産量は消費と加工用の市場の需要を上回っていたため、食用の穀類が飼料用に用いられていた。スイス政府はこうした傾向を変えようとして、各種の措置を導入した。栽培のための肥料の使用を制限又は見合わせた農民向けに、収穫量の減少分を補償する制度などが導入された。環境に配慮したこうした手法により生産された食用の穀類は、「粗放的」穀類と呼ばれている。これに加えて、食用に供することができる品質の穀物を生産する代わりに飼料用の穀物を生産する農民には、食用の穀類の市場価格を押し下げる圧力を軽減することに貢献した見返りとして、奨励金が支給される。

3.2.4 ビート

スイスの砂糖消費量は、国民 1 人当たりで年間平均 40kg に上る。国内生産は需要の半分程度をカバーしており、7500 の農業経営体が、合計 1 万 6000 ヘクタールの農地でビートを栽培している。ビートの栽培には生産割当が適用される。割当枠を得た経営体だけが、割当枠の範囲内でビートを栽培できる。収穫物はトラックか鉄道でアールベルク（ベルン州）又はフラウエンフェルト（トゥールガウ州）の製糖工場に輸送される。これらの工場では、年間に 14 万トン程度の砂糖が生産されている。

3.2.5 ジャガイモ

スイス人のジャガイモ消費量は年間平均で 43kg に上る。フライドポテト、ポテトチップス、マッシュポテト、グラタン、レシュティ（スイスの代表的なジャガイモ料理）など、様々な形で調理される。ジャガイモは労働集約的な作物である。スイスにおける作付面積はほぼ 1 万 5000 ヘクタールに上る。収穫量は 70 万トン前後だが、年によりばらつきが大きい。

3.2.6 ナタネ

なたねはスイスにおける最も重要な油糧作物である。現在の作付面積は 1 万 5000 ヘクタールに上り、約 8000 の農業経営体が栽培している。春になると、黄色い菜の花畑が多く見受けられる。国内産のなたね油は、国内需要の 5 分の 1 程度を賄っている。2000 年度の収穫から、なたねの限定的な保障価格制度と買い上げ保障が廃止された。生産者価格と耕作地の面積に影響を及ぼす国の政策は、なたねの作付面積に応じて支給される補助金、輸入制限、そして再生可能エネルギー源とするための加工向けに支給される補助金のみとなった。

3.2.7 その他の作物及び再生可能エネルギー原料

スイスでは、およそ 2400 ヘクタール（1997 年実績）に、油糧作物として大豆が栽培されている。高品質の大豆油が精製所で加工され、大豆の搾りかすは動物用の飼料として用いられている。たばこの栽培は減少を続けている。極めて労働集約的なたばこの栽培は、現在ではおよそ 400 の農業経営体により続けられており、そのほとんどはブロー溪谷（ボー州）に集中している。国内で栽培されるたばこは、国内消費のわずかな部分を占めるに過ぎない。その他、一部の農民は、エネルギー源又は産業用の原材料となる作物を栽培している。たとえば、なたねは、バイオディーゼル燃料や潤滑油の原料として用いられている。また、ススキ、ケナフ、麻、亜麻は、エネルギー源として用いられ、繊維や梱包材の製造に用いられている。

3.2.8 果物

スイス国民の生鮮果物・ベリー類の年間消費量は、1 人当たり平均で 56kg に上り、この他に、外来の果物 27kg が消費されている。国内消費の 3 分の 1 程度が国産品となっている。収穫される果物のうち、生鮮品として消費されるのは 40%

程度に過ぎない。このほか、ジュースに加工されるのが 40%、残り 20%は蒸留用となる。かつては通常の果樹が一般的だったが、現在では作業が容易な低木が増えている。

3.2.9 ブドウとワイン

平年で、国内のワイン生産量は約 1 億 2000 万リットルに上る。作付面積は 1 万 3000 ヘクタール程度、農業経営体の数は 9000 に上る。白ワインが全体の 50% 強を占めている。

3.2.10 野菜

国内では 5000 の農業経営体がおよそ 80 品目を栽培しており、国内需要の 50% 程度をカバーしている。収穫される野菜の 40%は加工・保存食用で、40%が生鮮品として消費されている。残りは、貯蔵品とハウス物が占める。

3.3 国内生産と消費量、自給率

表 1 国内生産と消費量、自給率

農産物	国内年間生産量	国民 1 人当り年間消費量	自給率 (%)
チーズ	160,403 トン	19.8 kg	116%
ジャガイモ	528,200 トン	54.0 kg	102%
牛乳 (飲料用)	503,325 トン	81.4 kg	97%
食肉-子牛	34,691 トン	3.8 kg	92%
食肉-豚	235,736 トン	25.5 kg	92%
バター	42,226 トン	5.5 kg	85%
食肉-牛	104,808 トン	10.6 kg	85%
ワイン-白	565,804 hl	12.31 リットル	74%
砂糖 (ビート)	1,422,041 トン	47.0 kg	63%
穀類	1,081,100 トン	50.0 kg	62%
農産物全般		700 kg	56%
野菜	309,000 トン	72.0 kg	51%
食肉-家禽	31,196 トン	9.7 kg	43%

果物	133,000 トン	52.0 kg	35%
食肉-子羊・羊	5,930 トン	1.5 kg	35%
ワイン-赤	546,595 hl	27.4 リットル	29%
油糧種子	67,900 トン	14.5 kg	19%

出所：スイス連邦農業庁（スイス農業政策 2008）

3.4 スイスの農業に関するその他のデータ

3.4.1 雇用

スイスにおける雇用数の内訳は次の通り。

第一次産業：17万2000人（4.1%）

第二次産業：104万6000人（25.1%）

第三次産業：195万4000人（70.8%）

合計：417万2000人

3.4.2 国内総生産（GDP）における産業部門別の付加価値（百万スイスフラン、2007年）

第一次産業：5,607（1.2%）

第二次産業：134,951（28.0%）

第三次産業：341,511（70.8%）

合計：482,069

出所：スイス連邦農業庁（スイス農業政策 2008）

3.4.3 スイスの農業と財政支出（2007）

スイスの農業市場は強い統制を受けており、公的予算からかなりの財政的支援を受けている。2007年の連邦政府の関連支出は次の通り。

生産・販売：5億4800万スイスフラン

直接支払い：25億9600万スイスフラン

基礎的改善：1億7500万スイスフラン

その他：4億1400万スイスフラン

合計：37億3300万スイスフラン

出所：スイス連邦農業庁（スイス農業政策 2008）

3.4.4 スイスの農産物と家計支出(2007)

スイスの家計支出の内訳は、食糧・飲料・たばこが全体の7.5%を占めている。

社会保障、租税、健康保険、その他保険、寄付 40.5%

食糧、飲料（アルコール含む）、たばこ 7.5%

ホテル、レストラン 6.0%

衣服、靴 2.6%

家賃、エネルギー費 13.9%

家具、設備等 3.1%

医療、ヘルス 2.5%

レジャー、交通、通信 17.6%

その他 6.3%

出所: スイス連邦統計局 (SFSO)

3.5 スイスの農業の現在の課題

欧州の一部の諸国と同様、スイスの農業は現在、急速かつ根本的な変化を体験している。「2011年農業政策」の採択により、スイスの農民は、新たな変化への対応を迫られることになる。農産物市場は段階的にグローバル化に晒されることになる。農産物の価格には強い圧力が働いており、それは今後とも続くであろう。例えば、スイスの農民はフランスの農民と同様、牛乳価格の実質的な下落に苦しんでいる。消費者が支払う小売価格が以前と同様の水準であるか、上昇してさえいるのに、生産者価格が低下を続けていることに対する不信感が、農民の間に生じている。こうした状況は不満と怒りを招き、抗議行動を引き起こす原因ともなっている。

スイスの農民は、低コストで生産できる他国の農民と比較してコスト高になると主張しているが、その主張は恐らくは正当であろう。スイスでは、土地、インフラ、機械、労働力のいずれも、世界で最も高価な部類に入る。それゆえ、スイスの農民が競争力のある価格で製品を提供するのは難しい。

スイスの農民は、これまでのような農民への支援を政治家が継続しないのではないかと疑念を抱いている。現在では、工業部門や銀行・金融業など、他の

経済部門の方が、農業部門よりも雇用数が多く、国内総生産（GDP）に占める割合も、はるかに大きくなっているためである。昨今の他国の自由貿易協定（FTA）交渉への積極性にもそうした点が垣間見える。

4. スイスの農産物と貿易

4.1 農産物 - 定義とリスト

4.1.1 統一システム

国際貿易の総合的な円滑化を促すため、そしてより具体的には国際貿易に関する統計の収集、比較および分析を容易にするため、多くの先進国が、世界税関機構（WCO）の下で作業を進めて、1950年代に「商品の名称及び分類についての統一システム」を定めた。以来、改訂を重ねて今日に至っており、現在では、世界の約120カ国が、このシステムに依拠したHSコードを採用して、自国の関税品目・関税率表を定めている。

スイスではHSコードの最初の6桁を関税表に用いている。詳細は、以下のスイス政府URLを参照のこと。

http://www.ezv.admin.ch/pdf_linker.php

日本もHSコードを採用している。詳細は以下の日本政府URLを参照のこと。

http://www.customs.go.jp/english/tariff/2009_6/index.htm

本報告書では、このHSコードの品目分類の第1類から第24類までの農作物を対象とする。

4.1.2 農産物：HSコードによる品目分類

第1部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

第1類 動物（生きているものに限る。）

第2類 肉及び食用のくず肉

第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

第2部 植物性生産品

第6類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物

品並びに切り花及び装飾用の葉

第7類 食用野菜、根及び塊茎

第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

第10類 穀物

第11類 製粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性液汁及びエキス

第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調整食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調整食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第4部 調整食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調整品

第17類 糖類及び砂糖菓子

第18類 ココア及びその調整品

第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調整品及びベーカリー製品

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調整品

第21類 各種の調整食料品

第22類 飲料、アルコール及び食酢

第23類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調整飼料

第24類 たばこ及び製造たばこ代用品

4.2 スイスの国民一人当り生産量、輸出入量および消費量の推移(1990年-2006年)

1990年から2006年(データ入手が可能な直近年)までの、15年以上の期間

における推移を以下に示す。

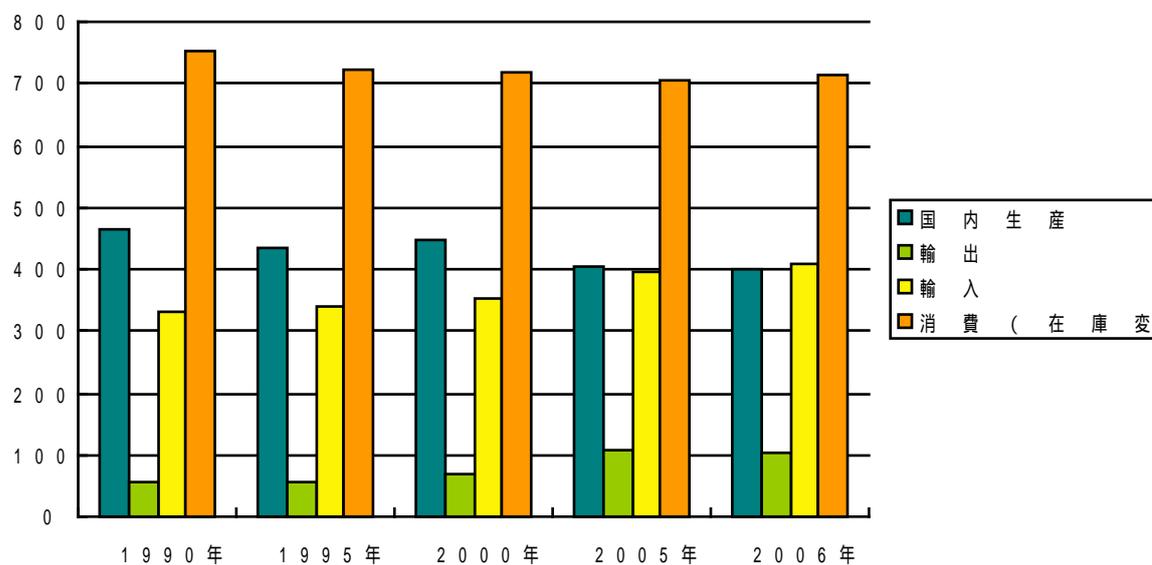
表2 国民1人当り生産量、輸出入量、消費量（1990年-2006年）

年	国内生産		輸出		輸入		消費	
	国民1人当り 重量：kg		国民1人当り 重量：kg		国民1人当り 重量：kg		国民1人当り 重量：kg	
1990	463.5	100.0	57.6	100.0	331.7	100.0	751.8	100.0
1995	433.5	93.5	57.5	100.0	341.0	102.8	720.6	96.0
2000	449.0	96.8	67.0	116.0	350.7	105.7	720.1	96.0
2005	404.3	87.2	107.7	187.0	397.5	119.8	704.0	94.0
2006	399.5	86.2	104.7	182.0	408.0	123.0	713.3	94.8

出所：スイス農民連盟

上表をグラフ化したものを以下に示す。（色は各要素間で一致）

図3 国民1人当りの国内生産量、輸出量、輸入量、消費量（単位：kg）



出所：スイス農民連盟資料を元にジェトロジュネーブ事務所で作成

上記の図から以下について指摘することができる。

- ・ 農産物の消費は減少傾向にある。
- ・ 国民1人当りの国内生産量は、1990年から2006年の間に13.8%減少した。
- ・ 輸出量は82%の伸びを記録した。とりわけ2000年以降の増加が著しい。
- ・ 輸入量も、輸出量ほどではないが増加しており、やはり2000年以降高い成長を示している。

4.3 スイスの農産物輸出および輸入の推移（2004年-2008年）

4.3.1 輸出および輸入総量

表3 スイスの農産物輸出および輸入（2004-2008年）

		2004	2005	2006	2007	2008	2004年-2008年の増加率
輸出	100万 スイスフラン	4,863	5,192	6,180	7,463	8,455	+73.8%
	1000トン	3,695	3,800	4,411	4,258	4,246	+14.9%
輸入	100万 スイスフラン	10,505	10,997	11,938	13,403	14,199	+35.1%
	1000トン	6,318	6,283	6,910	7,211	7,261	+14.9%

出所：スイス連邦関税局

表4 スイスの主要取引国別農産物輸入（単位：100万スイスフラン）

	2004	2005	2006	2007	2008	2008年の国別割合 (%)
合計	10,505	10,997	11,938	13,403	14,199	100.0
ドイツ	1,904	2,054	2,492	2,912	3,112	21.9
フランス	1,858	1,810	1,887	2,054	2,176	15.3
イタリア	1,563	1,602	1,717	1,892	2,026	14.2
オランダ	855	879	957	1,095	1,136	8.0
オーストリア	543	579	622	704	779	5.5
スペイン	513	535	567	599	644	4.5

ブラジル	277	337	361	492	430	3.0
米国	316	320	296	299	304	2.1
ベルギー	194	203	220	234	246	1.7
英国	195	185	198	197	223	1.5

出所：スイス連邦関税局

表5 スイスの主要取引国別農産物輸出（単位：100万スイスフラン）

	2004	2005	2006	2007	2008	2008年の 国別割合 (%)
合計	4,863	5,192	6,180	7,463	8,455	100.0
ドイツ	1,129	1,215	1,291	1,510	1,533	18.1
フランス	600	662	706	824	838	9.9
米国	277	268	341	455	814	9.6
イタリア	449	455	527	618	647	7.6
英国	273	310	563	676	616	7.2
オーストリア	299	306	322	396	460	5.4
オランダ	182	265	339	393	403	4.7
スペイン	106	132	211	280	325	3.8
イラン	47	77	132	133	194	2.2
ベルギー	207	97	133	212	193	2.2
ロシア	60	70	80	119	177	2.0
日本	65	66	69	78	125	1.5

出所：スイス連邦関税局

上記の表から以下について指摘できる。

- ・ スイスの農産物および林産物貿易は、輸出入ともに、量と金額がいずれも増加している。
- ・ 輸入に関しては、ドイツ、フランス、イタリアの近隣3カ国からの輸入額合計が、総輸入額の50%を超える。

- ・ 輸出に関しては、仕向国がより細分化されている。欧州以外の国が、第3位（米国）、第9位（イラン）、第12位（日本）に入っている。
- ・ 日本のスイスからの輸入額は、2004年の6500万スイスフランから2008年には1億2500万スイスフランへとほぼ倍増した。

以下の節では、日本とスイスの間の農作物の輸出入の実績（2008年）について、詳細を検討する。

4.4 スイスと日本との農産物輸出入（2008年）

4.4.1 スイスと日本との輸出入（HSコードによる品目別、2008年）

表6 スイスと日本との2008年輸出入（スイスフラン）

類	製品／商品	輸出 (スイス→日本)		輸入 (日本→スイス)	
		スイスフラン	割合 %	スイスフラン	割合 %
1	動物（生きているものに限る）	31,780	0.03	134,527	0.78
2	肉及び食用のくず肉	52,813	0.04		0.00
3	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	9,226	0.01	520,805	3.04
4	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	11,061,371	9.19	1,081	0.01
5	動物性生産品（他の類に該当するものを除く）		0.00	31,793	0.19
6	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切り花及び装飾用の葉		0.00	201,136	1.17
7	食用野菜、根及び塊茎		0.00	108,915	0.64
8	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	1,951	0.00	22,914	0.13

9	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	19,418,760	16.13	402,961	2.35
10	穀物	145	0.00	161,700	0.94
11	製粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	46	0.00	27,673	0.16
12	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	109,715	0.09	939,487	5.48
13	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性液汁及びエキス	3,848,317	3.20	663,646	3.87
14	植物性の組物材料及びその他の類に該当しない植物性生産品	665	0.00	4,859	0.03
15	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調整食用脂並びに動物性又は植物性のろう	45,427	0.04	3,889,257	22.68
16	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調整品		0.00	2,173	0.01
17	糖類及び砂糖菓子	1,671,780	1.39	191,210	1.12
18	ココア及びその調整品	11,641,612	9.67	12,446	0.07
19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調整品及びベーカリー製品	4,419,319	3.67	1,350,091	7.87
20	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調整品	2,844,855	2.40	1,195,483	6.97
21	各種の調整食料品	5,761,009	4.79	2,148,613	12.53
22	飲料、アルコール及び食酢	13,357,023	11.10	5,129,358	29.92
23	食品工業で生じる残留物及びくず並びに調整飼料	681,618	0.57	3,580	0.02
	第 1-第 23 類小計	74,997,432	62.30	17,143,708	99.99
24	たばこ及び製造たばこ代用品	45,382,896	37.70	1,684	0.01
	第 1-第 24 類合計	120,380,328	100.00	17,145,392	100.00

出所：スイス連邦関税局

4.4.2 2008 年のスイスの対日輸出（HS コードによる品目別、輸出額の降順に

て表示)

表7 スイスの対日輸出 (2008年、スイスフラン)

類	製品／商品	輸出 (スイス→日本)	
		スイスフラン	割合 %
24	たばこ及び製造たばこ代用品	45,382,896	37.70
9	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	19,418,760	16.13
22	飲料、アルコール及び食酢	13,357,023	11.10
18	ココア及びその調整品	11,641,612	9.67
4	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	11,061,371	9.19
21	各種の調整食料品	5,761,009	4.79
19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調整品及びベーカリー製品	4,419,319	3.67
13	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性液汁及びエキス	3,848,317	3.20
20	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調整品	2,884,855	2.40
17	糖類及び砂糖菓子	1,671,780	1.39
23	食品工業で生じる残留物及びくず並びに調整飼料	681,618	0.57
12	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	109,715	0.09
2	肉および食用のくず肉	52,813	0.04
15	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調整食用脂並びに動物性又は植物性のろう	45,427	0.04
1	動物 (生きているものに限る)	31,780	0.03
3	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	9,226	0.01
8	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの果	1,951	0.00
14	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	665	0.00
10	穀物	145	0.00
11	製粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	46	0.00
5	動物性生産品 (他の類に該当するものを除く。)		0.00

6	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切り花及び装飾用の葉		0.00
7	食用野菜、根及び塊茎		0.00
16	肉、魚または甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調整品		0.00
	第 1-第 24 類合計	120,380,328	100.00

出所：スイス連邦関税局

4.4.3 2008 年のスイスの日本からの輸入 (HS コード品目別、輸入額の降順で表示)

表 8 スイスの日本からの輸入 (2008 年、スイスフラン)

類	製品／商品	輸入 (日本→スイス)	
		スイスフラン	割合 %
22	飲料、アルコール及び食酢	5,129,358	29.92
15	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調整食用脂並びに動物性又は植物性のろう	3,889,257	22.68
21	各種の調整食料品	2,148,613	12.53
19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調整品及びベーカリー製品	1,350,091	7.87
20	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調整品	1,195,483	6.97
12	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	939,487	5.48
13	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性液汁及びエキス	663,646	3.87
3	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	520,805	3.04
9	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	402,961	2.35
6	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切り花及び装飾用の葉	201,136	1.17
17	糖類及び砂糖菓子	191,210	1.12
10	穀物	161,700	0.94
1	生きている動物	134,527	0.78

7	食用野菜、根及び塊茎	108,915	0.64
5	動物性生産品（他の類に該当するものを除く）	31,793	0.19
11	製粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	27,673	0.16
8	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	22,914	0.13
18	ココア及びその調整品	12,446	0.07
14	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	4,859	0.03
23	食品工業で生じる残留物及びくず並びに調整飼料	3,580	0.02
16	肉、魚または甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調整品	2,173	0.01
24	たばこ及び製造たばこ代用品	1,684	0.01
4	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及びその他の類に該当しない食用の動物性生産品	1,081	0.01
2	肉および食用のくず肉		0.00
	第 1-24 類合計	17,145,392	100.00

出所：スイス連邦関税局

4.4.4 スイスと日本の貿易収支（HSコード品目別、2008年）

表9 スイスと日本の農産物貿易収支（2008年）

類	製品／商品	輸出	輸入	貿易収支
		(スイス→日本)	(日本→スイス)	
		スイスフラン	スイスフラン	スイスフラン
24	たばこ及び製造たばこ代用品	45,382,896	1,684	45,381,212
9	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	19,418,760	402,961	19,015,799
18	ココア及びその調整品	11,641,612	12,446	11,629,166
4	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及びその他の類に該当しない食用の動物性生産品	11,061,371	1,081	11,060,290
22	飲料、アルコール及び食酢	13,357,023	5,129,358	8,227,665
21	各種の調整食料品	5,761,009	2,148,613	3,612,396
13	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性液汁及びエキス	3,848,317	663,646	3,184,671

19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調整品及びベーカリー製品	4,419,319	1,350,091	3,069,228
20	野菜、果実、ナットその他植物の部位の調整品	2,884,855	1,195,483	1,689,372
17	糖類及び砂糖菓子	1,671,780	191,210	1,480,570
23	食品工業で生じる残留物及びくず並びに調整飼料	681,618	3,580	678,038
2	肉および食用のくず肉	52,813		52,813
<p>以上がスイス側出超の品目。 以下が日本側出超の品目。</p>				
16	肉、魚または甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調整品		2,173	-2,173
14	植物性の組物材料及びその他の類に該当しない植物性生産品	665	4,859	-4,194
8	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	1,951	22,914	-20,963
11	製粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	46	27,673	-27,627
5	動物性生産品（他の類に該当するものを除く）		31,793	-31,793
1	動物（生きているものに限る。）	31,780	134,527	-102,747
7	食用野菜、根及び塊茎		108,915	-108,915
10	穀物	145	161,700	-161,555
6	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切り花及び装飾用の葉		201,136	-201,136
3	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	9,226	520,805	-511,579
12	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	109,715	939,487	-829,772

15	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調整食用脂並びに動物性又は植物性のろう	45,427	3,889,257	-3,843,830
		120,380,328	17,145,392	103,234,936

出所：スイス連邦関税局

4.4.5 スイス - 日本：上掲の表に関する解説

これらについてポイントを要約すると次のことが指摘可能である。

- ・ スイスにとって、日本は 12 番目の農産物輸出市場である。農産物の輸出全体の 1.5% を占める。
- ・ 反対に、スイスによる農産物の輸入に日本が占める割合はわずかである。2008 年の輸入総額 140 億スイスフラン中、日本からの輸入額は 1700 万スイスフランで、シェアは約 1.2% である。
- ・ スイスと日本の農産物の貿易収支は不均衡な状態にある。
- ・ スイスから日本への輸出額は、日本からの輸入額の 6 倍以上に上る。考えられる理由として、スイスの農産物輸入の半分が、ドイツ、フランス、イタリアという隣接国からのものであることが挙げられよう。
- ・ 農作物の貿易収支はスイス側の大幅出超となっている。黒字額は 1 億 300 万スイスフランに上る。
- ・ スイスから日本に輸出される農産物の上位 5 品目は、日本への総輸出額の 83% を占めている。上位 5 品目は、たばこ及び製造たばこ代用品、コーヒー・茶・マテ及び香辛料、飲料・アルコール及び食酢、ココア及びその調整品、となっている。
- ・ 逆に、日本からスイスに輸出される農産物の上位 5 品目は、スイスへの総輸出額の 80% を占めている。上位 5 品目は、飲料・アルコール及び食酢、動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物・調整食用脂並びに動物性又は植物性のろう、各種の調整食料品、穀物、穀粉・でん粉・ミルクの調整品及びベーカリー製品、野菜・果実・ナットその他の植物の部位の調整品、となっている。
- ・ 「飲料・アルコール及び食酢」については、輸出入ともに上位 5 位以内にランクされているのが興味深い。

5. スイスにおける農産品の輸入規制、輸入方法の概括と輸入企業

スイスでは、自国内の公衆衛生確保、食糧安全保障及び国内農業保護などの政策的観点から、農産物の輸入は工業製品の輸入に比べ概して複雑であり、これらに関する情報を包括的にとりまとめた。

5.1 法規、輸入許可、申請書類

現在のスイスにおいて、農産物の輸入を規定する基本法は、1998年12月7日の「農産物の輸入に関する一般令 (Ordonnance générale sur l'importation de produits agricoles)」である。

スイスの各公用語（ドイツ語、フランス語、イタリア語）で、92ページから成る原文が定められており、以下 URL で閲覧およびダウンロードできる。なお、英語版は正文は存在しない。

ドイツ語： www.admin.ch/ch/d/sr/9/916.01.de.pdf

フランス語： www.admin.ch/ch/f/rs/9/916.01.fr.pdf

イタリア語： www.admin.ch/ch/i/rs/9/916.01.it.pdf

なお、スイス連邦農業庁は、輸入業者の便宜をはかり、ウェブサイト上に、要旨、解説、書式等を掲載している。

輸入業者が基本的に認識しておくべきこととして、多くの農産物の輸入にあたり「一般輸入許可」が必要とされることが挙げられる。対象となる産物例は、穀物、卵、肉、野菜、果物、乳製品、切り花など多種多様である。

これらの一般輸入許可 (PGI) を取得できるのは、スイス国内に合法的に住所を定めるスイス人又はスイス企業である。申請者は商業登記簿に登録されていることを証明する必要がある。PGIの有効期間は無期限だが、これを第三者に譲渡又は売却することはできない。許可の保持者は、通関時のすべての書類に、自らの許可の番号を記入しなければならない。連邦農業庁にもそれを報告しなければならない。それに加えて、それぞれの製品に固有の規則を遵守する責任を負う。

この許可は業者のみが取得できる。許可を取得した者は、他の法規を尊重するとともに、輸入税が課税される場合には、それを支払う義務を負う。

巻末に、一般輸入許可の申請書類 2 種の各 1 枚目を掲載する。最初の例では、申請者は輸入する商品（砂糖、コーヒー、米、穀物、食用油脂など）を示すようになっている。2 種目の申請書類は、青果の輸入の場合の書類である。

5.2 スイスの農産物輸入：実例

農産物の輸入にあたり必要な手順、準備すべき書類、コンタクトすべき官庁、支払うべき公租公課などを理解することは、海外の事業者にとっては容易ではない。一例として、スイスの輸入業者が日本からリンゴを輸入する場合を考えてみる。

5.2.1 ステップ 1：関税率表における正しい品目コードを知る

非常に有益な情報が、スイス税関ウェブサイトの以下 URL で得られる。

<http://xtares.admin.ch/>

キーワード検索機能を利用すれば、最初の 2 桁が表示する類、最初の 4 桁が表示する項、そして残りの番号（ドット以下）を簡単に見つけ出すことができる。「リンゴ」の場合、パッキングの方法（オープンなど）や輸入の日付によっても異なることに注意が必要である。

結果として、以下の分類にたどり着くことができる。

08 食用果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの果皮

0808 リンゴ、ナシ及びマルメロ（生鮮のものに限る。）

0808.10 リンゴ オープン・パッキング

0808.1021 リンゴ オープン・パッキング 6月15日から7月14日までの輸入。

0808.1022 リンゴ オープン・パッキング 7月15日から6月14日までの輸入 関税割当の限度内

5.2.2 ステップ 2：手続き、許可、公租公課に関する情報を入手する

<http://xtares.admin.ch/>のサイト上で、さらに以下の項目を入力し、輸入に必要な詳細情報を得る。

製品の原産国：日本

輸送方向：輸入

関税率表の品目コード：0808.1021 および 0808.1022

この検索により次のような情報が得られる。

品目コード 0808.1021 の場合は、以下の情報が得られる。

輸入税率：100 グロスにつき 2.00 スイスフラン〇付加価値税：2.4%

許可の必要：あり

許容量：個人消費について 20kg まで

所轄の官庁（許可の申請先）：連邦農業庁（FOAG） - ベルン：郵便番号 3003

植物衛生証明：必要

品目コード 0808.1022 の場合、輸入時期によってこれらの規制の適用は変化することになる。輸入は関税割当の限度内でのみ認められる。この例が示すように、全ての質問に正確に回答し、正しい品目コードを注意深く選択することが肝要である。

例えば、HS コードの第 2 類「肉及び食用のくず肉」には、最初から 4 桁までで表示される 10 項があり、その下の 4 桁ではさらに全部で 169 の分類がなされている。理論的には、その各々が世界のすべての国から輸入される可能性がある。許可の要不要、輸入税、割当、衛生証明などは、品目ごと、ケースごとに異なる。リンゴの例では、輸入の日付の違いで回答には大きな変化が生じた。

（注）制度の変更のリスクもあるため、疑問がある場合には、スイス税関当局か、農産物の場合には連邦農業庁に問い合わせる必要がある。

5.2.3 農産物輸出を計画する外国（日本）の輸出業者に対する推奨事項

スイス市場への進出を計画する外国の輸出業者は、適用される法規が非常に複雑であることを認識する必要がある。また、国民の健康を損なうリスクや危険がある場合などには、変更や改正がなされる可能性もある。そうした措置は近年、数度にわたり実施されている。

そのため、外国の輸出業者は、スイス国内の信頼のおける輸入業者や貿易会社と取引することが最も有益な選択肢であろう。こうしたパートナーは、規則や手続き、公租公課について精通しており、輸入の全体と販売事業を引き受け

ることができる可能性がある。

5.3 スイスの農産物輸入業者と卸売業者

日本からの農産物輸入に関心を持ちうるスイス企業の名称と所在地を以下にリストアップする。これらは、電話帳やインターネットなど各種の公開されている情報源から任意に抽出したものであり、実際に現在食品輸入業を営んでいるか、信頼のおける取引先であるか等につき何ら検証していないことに十分注意する必要がある。

5.3.1 肉又は肉製品又はその両方の貿易に携わるスイス企業

表1 肉又は肉製品の貿易に携わるスイス企業

会社名	郵便番号と都市名	URL	コメント
4Food AG	8500 Frauenfeld	www.4foodag.com	
Alimer SA	1242 Satigny	www.alimer.ch	従業員数：22名
Bianchi AG		www.bianchi.ch	従業員数：250名 肉、鶏肉、魚、甲殻類
Carnoglob AG	4025 Basel	www.carnoglob.ch	
Delicarna AG	4056 Basel	www.delicarna.ch	
GVFI International Ltd	4025 Basel	http://www.gvfi.ch/	顧客数 200
VB Food Intern. AG	8306 Bruettisellen	www.vb-food.ch	

出所：Intertrade Services Maillard Sàrl 社調査による

5.3.2 魚及び海産物の貿易に携わるスイス企業

表2 魚及び海産物の貿易に携わるスイス企業リスト

会社名	郵便番号と都市名	URL	コメント
Blue Ocean Food Ltd	4123 Allschwil	www.blueocean.ch	
Copro AG	8580 Amriswil	www.copro.ch	創業：1991年 従業員数：25名 魚、海産物
Corema AG	1279 Chavannes-Bogis	www.corema.ch	海産物冷凍品
Dörig & Brandl AG	8952 Schlieren	www.der-fisch-fisch.ch	太平洋原産の魚 と甲殻類
Dyhrberg AG	4710 Balsthal	www.dyhrberg.ch	創業：1970年 従業員：85名 魚、海産物、キ ャビア
Fredag AG	6037 Root	www.fredag.ch	創業：1986年 従業員：160名 海産物、および 極東からの輸入 (焼き鳥)
Frigaliment Import GmbH	9430 St-Margrethen	www.frigaliment.ch	魚、甲殻類
Gastromarina Sagl	6616 Losone	www.gastromarina.ch	創業：2000年
Gastromer SA	1228 Plan-les Ouates	www.gastromer.ch	創業：1994年 従業員：28名 魚、海産物、キ ャビア
Lehnherr SA	2022 Bevaix	www.lehnherr.ch	従業員：50名 魚、甲殻類、食 肉、キャビア

会社名	郵便番号と都市名	URL	コメント
Lucas Genève SA	1200 Genève	www.lucas.ch	創業：1980年 従業員：40名 魚、海産物、寿司
Marinex SA	6318 Walchwil	www.marinex.ch	創業：1984年 魚、甲殻類
Mastai AG	8409 Winterthur	www.mastai.ch	従業員：15名 海産物、甲殻類
NETCO GmbH	6340 Baar	www.netco.coop	数カ国に事務所あり
Schröder Comestibles AG	3608 Thun	www.comestibles-schröder.ch	創業：1977年 魚、海産物、食肉
Sealike Food Import AG	4132 Muttenz	www.sealike.ch	創業：1996年 従業員：10名
Seinet & Co.	6003 Luzern	www.seinet.ch	従業員：25名 顧客数 2000
Stadel Fischimport AG	4133 Pratteln	www.stadel.ch	創業：1922年 従業員：10名
Transorga AG	8045 Zurich	www.transorga.ch	創業：1989年 従業員：80名 ベトナム、タイほか原産海産物

出所：Intertrade Services Maillard Sàrl 社調査による

5.3.3 果物及び野菜の貿易に携わるスイス企業

果物及び野菜の貿易に携わるスイス企業 180 社は、首都ベルンにある業界団体Swisscofel (<http://www.swisscofel.ch/>) に加盟している。

これら 180 社の年間売上高合計はおよそ 30 億スイスフランに上る。この中にはミグロ (Migros) のようなスイス最大規模の企業や、中小企業も含まれる。これらの企業のリストは下記 URL でダウンロードできる。

http://www.swisscofel.ch/fileadmin/user_upload/ueberuns/SWISSCOFEL-Mitglieder_Membres.pdf

この表は、会社名、住所、取り扱い農産品の取扱 (果物、野菜、ジャガイモ、その他製品) の有無や会社の URL などの情報が入手可能となっている。

Schwanengasse 5+7
Postfach, 3001 Bern
Telefon 031 328 72 72
Telefax 031 328 72 73
info@reservesuisse.ch
www.reservesuisse.ch

La personne/maison ci-après demande à réserve suisse de lui octroyer un permis d'importation général (PIG).

Les maisons sont priées de joindre un extrait du registre du commerce.

Demande d'octroi d'un permis d'importation général (PIG)

Indications à propos du requérant

Nom et adresse exacte en Suisse: En ce qui concerne les maisons assujetties à la TVA, l'adresse doit correspondre à celle dans le registre TVA.	Téléphone: Téléfax: Assujettissement à la TVA: <input type="checkbox"/> oui <input type="checkbox"/> non si oui, no TVA e-mail:@..... Web: www.....
---	--

Indications à propos du PIG souhaité

(marquer d'une croix ce qui convient)

- | | | |
|--------------------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> Sucre | <input type="checkbox"/> Riz comestible | <input type="checkbox"/> Huiles et graisses comestibles |
| <input type="checkbox"/> Café | <input type="checkbox"/> Céréales pour l'alimentation humaine (blé dur [CT26], blé tendre et autres céréales [CT27]) | <input type="checkbox"/> Aliments riches en énergie et en protéines destinés à l'affouragement |

Confirmation

Le requérant confirme avoir pris connaissance des obligations et des charges liées à l'octroi du permis d'importation général, mentionnées au verso, et s'engage à les observer strictement. En particulier, il s'engage à payer dans le délai prescrit les contributions aux fonds de garantie valables au moment de l'importation.

Lieu et date:

Signature légale du requérant:

.....

La demande est à présenter **en version originale** (demandes envoyées par fax ou e-mail ne sont pas valables).

Permis général d'importation (PGI) pour des légumes frais et des fruits frais

Indications concernant le/la requérant(e):

A remplir par l'OFAG:

Nom et prénom / Raison sociale:

PGI n°

.....

.....

NPA, localité:

Téléphone:

Fax: Tel:

Adresse électronique:@.....

Demande d'octroi d'un PGI pour des légumes frais et des fruits frais

La personne / raison sociale mentionnée ci-dessus demande qu'un PGI lui soit délivré pour l'importation de légumes frais et de fruits frais conformément à l'ordonnance du 7 décembre 1998 sur les importations agricoles (RS 916.01).

Elle déclare en outre avoir pris connaissance des indications et conditions figurant au verso.

Lieu et date:

Cachet de la société et signature légale:

.....

Octroi du PGI

L'Office fédéral de l'agriculture **décide**:

Le PGI (voir n° ci-dessus), valable à compter de la notification de la présente décision, est délivré à la personne / raison sociale mentionnée ci-dessus pour l'importation des produits agricoles indiqués dans la demande. Les conditions énoncées au verso font partie intégrante de cette décision.

La présente décision peut faire l'objet d'un recours dans les 30 jours à compter de sa notification auprès du Tribunal fédéral administratif, case postale, 3000 Berne 14. Le mémoire de recours, à présenter en deux exemplaires, indique les conclusions, motifs et moyens de preuve et porte la signature de la partie recourante ou de son mandataire; y seront jointes la décision attaquée et les pièces invoquées comme moyens de preuve, lorsqu'elles sont disponibles.

Office fédéral de l'agriculture (OFAG)
Secteur Importations et exportations

Berne, le

Office fédéral de l'agriculture OFAG
Mattenhofstrasse 5, 3003 Berne
Tél. +41 31 322 23 79, Fax +41 31 322 23 63
info@blwadm.in.ch